



札幌市西区民センターの管理に関する協定における新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市西区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 7 条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市西区民センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 業務仕様書第 4-3-(1) の「区民講座」に関して、令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、実施する部屋等を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 2 条 業務仕様書第 4-3-(2) の「地域住民の交流等を目的とした事業」の開催に関して、令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、実施する部屋等を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 3 条 業務仕様書第 4-3-(3) の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、実施する部屋等を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 4 条 新型コロナウイルス、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置に起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南 2 条西 10 丁目  
一般社団法人札幌市区民センター運  
代表者 委員長 山内 睦

